

4 年金制度及び手当

制 度	内 容	
国民年金 (障害基礎年金)	支給要件	○初めて医師の診療を受けた日の前日において、保険料納付済期間（保険料免除期間を含む。）が加入期間の3分の2以上ある者の障害。 ○20歳未満のときに初めて医師の診療を受けた者が、障害の状態にあって20歳に達したとき、または20歳に達した後に障害の状態となったとき。（ただし、この場合所得制限あり）
	障害認定時	○初めて医師の診療を受けたときから、1年6ヵ月経過したとき（その間に治った場合は治ったとき）に障害の状態にあるか、または65歳に達するまでの間に障害の状態となったとき。
	年金額 (令和6年度)	【1級】 1,020,000円（※1）＋子の加算 【2級】 816,000円（※2）＋子の加算（子の加算） 第1子・第2子 各 234,800円 第3子以降 各 78,300円 子とは次の者に限る ○18歳到達年度の末日（3月31日）を経過していない ○20歳未満で障害等級1級または2級の状態
	障害等級の例	【1級】 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの その他 【2級】 1 上肢の機能に著しい障害を有するもの 1 下肢の機能に著しい障害を有するもの 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの その他
	問合せ先	年金事務所（富山、魚津、高岡、砺波） 市町村
厚生年金保険 (障害厚生年金)	支給要件	○厚生年金加入期間中に初めて医師の診療を受けた傷病による障害。ただし、障害基礎年金の支給要件を満たしている者であること。
	障害認定時	○原則、障害基礎年金と同じ。
	年金額 (令和6年度)	【1級】 （報酬比例の年金額）× 1.25 ＋ 配偶者の加給年金額（234,800円） 【2級】 （報酬比例の年金額）＋ 配偶者の加給年金額（234,800円） 【3級】 （報酬比例の年金額）最低保障額 612,000円（※3）
	障害等級の例	【1級】 障害基礎年金と同じ 【2級】 障害基礎年金と同じ 【3級】 両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの その他
	問合せ先	年金事務所（富山、魚津、高岡、砺波）

手 当	金 額	問合せ先
特別児童扶養手当	【 1 級】 55,350円	市町村
(月額)令和6年4月現在	【 2 級】 36,860円	

(※1) 昭和31年4月1日以前生まれの方 1,017,125円

(※2) // 813,700円

(※3) // 610,300円